

* 活力ある産業のまちづくり

多様な農林業の振興を図るために、「第13回秋田県種苗交換会」を誘致するとともに、「中山間地域等直接支払」や「日指定元気な担い手農業夢プラン応援」「高品質・良食味米生産体制強化」などの各事業を引き続い実施し、農業基盤の整備や担い手の育成などを支援します。にかほ市農業のリード役となる組織の育成と自立、発展を図るために「集落農組織発展モデル育成事業」を実施します。活力ある商工業の振興を図るために、商工会共通商品券補助や開業開店起業化資金貸付などの各事業を実施するほか、新たに「にぎわいあふれるまちづくり協議会」の設置を支援し、商店街の活性化に努めます。

魅力ある観光の促進については、観光スポット絵画コンテストや特産品開発助成などを実施するほか、地元の青年たちが中心となって、かつて日本海沿岸に情報と繁栄をもたらした「北前船」に学び、にかほ市のさらなる活性化を目的に、「北前船寄港地フォーラム」の開催を計画していることから、市でも積極的に支援します。

* 人と情報が交流するまちづくり

国際交流活動、国際理解活動を積極的に支援し、国際化時代にふさわしい人材の育成を促進するために、中学生による姉妹友好都市との相互訪問交流事業や国際理解教育などを行います。大人の交流拡大を図るための旅費の助成、日本語教室の支援や共同参画では、真に豊かで生きがいのある男女共同参画社会となるように各分野において積極的に啓発活動を進めます。なお、本市の19年度における各種審議会等への女性の登用率は40.6%でした。

* 協働と自立のまちづくり

にかほ市の自治のあり方やまちづくりの方針性、市民参加のあり方などを規定する「自治基本条例（まちづくり基本条例）」（案）の策定作業が策定検討委員会によって進められています。十分な検討を行うために策定期限を設けずに進めていますが、素案ができた段階で、パブリックコメントを実施し、市民の皆さんとの意見を取り入れながら制定したいと考えています。

議決までの経緯

新市の特別職の報酬等については、第25回合併協議会において、「特別職の身分の取り扱いのなかで報酬額については『現行の報酬額および類似団体の報酬額等を参考に調整する』と確認されていました。今回、類似団体あるいは先進事例を参考に幹事会で検討・調整を行い、仁賀保町の例により報酬額を適用させることを報告し、原案のとおり確認されました。新市長が新市において設置する特別職報酬等審議会へ諮問し、改めて報酬額が決定するまでの間、この額が適用されることになります。」とされていたことに伴い、特別職報酬等審議会に素案を諮問したところ、改定することが適当であるとの答申を受け、議長3,820,000円、副議長3,260,000円、議員3,070,000円で提案されました。

付託を受けた議会の総務委員会が、象潟町会議室で傍聴者などが見守るなかで開かれました。同委員会には、特別職報酬等審議会会长が参考人として

議案提出議案の定数を定める条例の制定[議員提出議案]

招致され、審議経過や内容などが説明されました。また市当局からは県内で人口規模等が近い市を類似団体（参考表）として比較検討した議案提示額の根拠が説明されました。質疑では委員から、提案時期や市民感情を考慮すべきなどの慎重な意見が出されました。

後日、同じく公開で行われた同委員会での討論・採決では、議案に対する修正動議が委員から提出されました。

修正案は、原案を妥当と認めつつも市民感情や社会・経済情勢を考慮して減額修正された案で、議長3,430,000円、副議長3,030,000円、議員2,890,000円でした。質疑・討論の後、同委員会では、この修正案が賛成多数で可決されました。

議会最終日の本会議において、議員提出議案として上程されました。

◆にかほ市議会議員の定数を定める条例の制定[議員提出議案]

議員定数については、全国的に減少の動きが広がっており、議会運営を合理化し、活力ある議会にすることが必要と思われます。

にかほ市非常勤特別職の報酬及び費用弁償条例の一部改正

議会最終日の本会議では、総務委員長が委員会で修正可決された経緯を「議員の定数減を今議会に発議することなど、総合的勘案した結果」と報告しました。質疑の後、討論が行われた結果が、議員個々の資質をより向上させることを前提に」などの賛成意見や、「市

社会情勢の変化や市民感情も考え、当議会においても定数を削減する必要があると思います。合併の目的は行政のスリム化も大きな目的の一つです。私たち議員がより一層の充実した議員活動を展開することにより、速やかな新市の建設にまい進し、市民の要望や付託に応えながら責任を果たしていくなければいけないと考えます。

◆にかほ市非常勤特別職の報酬及び費用弁償条例の一部改正

教育委員会の委員長が3,200円、同委員が2,600円に、選舉管理委員会の委員長が2,700円、同委員が2,200円に、農業委員会の会長が3,200円、同会長職務代理および同委員が2,600円に報酬額（いずれも月額）を改正したものです。

にかほ市議会議員の報酬及び費用弁償条例の一部改正

特別職報酬等審議会の答申に基づき提案した議会議長、副議長および議員の月額報酬を改正する原案が、委員会において修正（減額）された額に改正したものです。（〔表1〕参照）

比較	議長	副議長	議員	人口
改正後（A）	343,000円	303,000円	289,000円	28,456人 (平成19年12月現在)
原案	382,000円	326,000円	307,000円	
改正前（B）	274,000円	234,000円	220,000円	
増減（A-B）	69,000円	69,000円	69,000円	

※参考表中□の5市を人口規模等から類似団体として報酬額の参考にしています。

